

指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和7年3月

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度の運営指導結果や主な指摘事項等について説明いたします。

- 1 令和6年度運営指導結果
- 2 主な指摘事項
- 3 指導監査について
- 4 他市の行政処分事例
- 5 運営状況の自主点検、指導事例
- 6 資料

1 令和6年度運営指導結果

	対象事業所 (R7.2.1現在)	実施事業所					
		実施率		うち文書指導あり		うち報酬返還あり	
					文書指導率		報酬返還指導率
訪問系サービス事業所	178	39	22%	12	31%	0	0%
日中活動系サービス事業所	160	49	31%	30	61%	9	18%
居住系サービス事業所	55	18	33%	15	83%	5	28%
相談支援事業所	97	39	40%	6	15%	1	3%
障害児通所支援事業所	115	18	16%	10	56%	2	11%
計	605	163	27%	73	45%	17	10%

※令和7年1月実施分まで、以下同じ

令和7年1月までに全体の約1/4の事業所に運営指導を実施。
このうちの45%の事業所において、文書による改善報告を求めています。
居住系サービス事業所が83%と最も高く、次に日中活動サービス事業所、障害児通所支援事業所となっています。

今年度実施した運営指導の結果です。

令和7年1月末日時点で、青森市が指定している605事業所の27%にあたる163事業所に対し運営指導を実施しました。

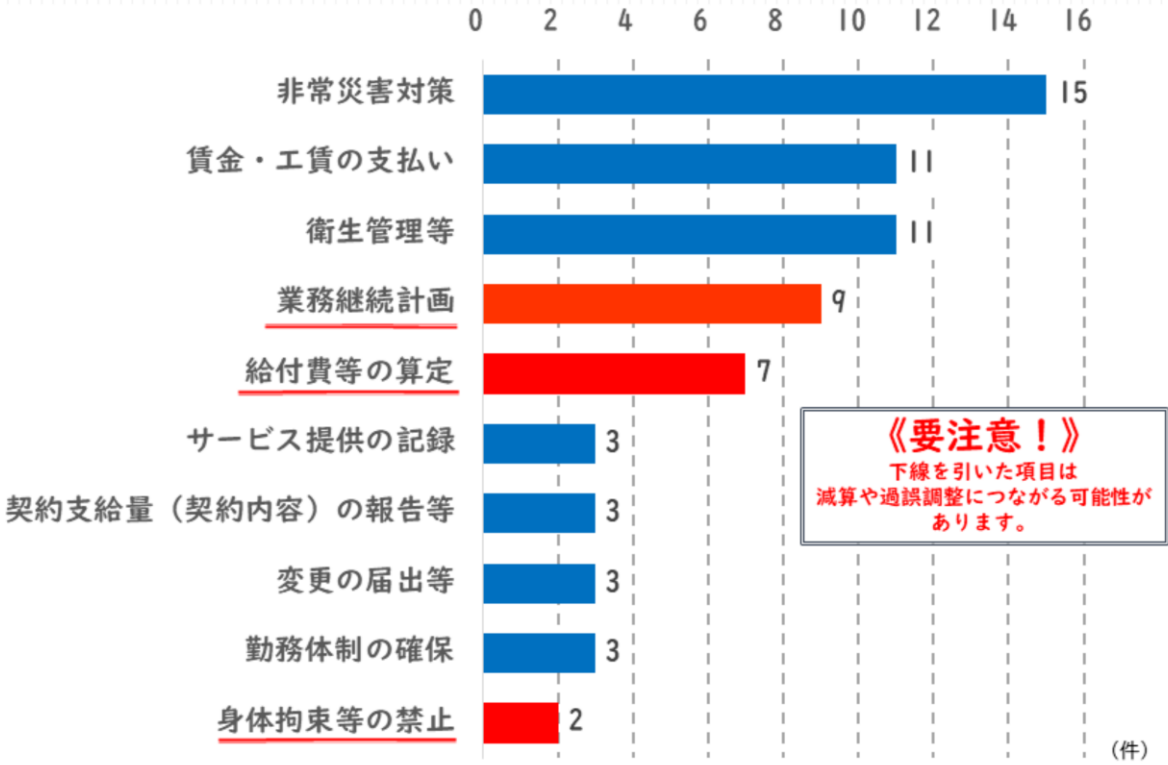
このうち、45%にあたる73事業所に、文書により改善報告の提出が必要となる、文書指導を行っています。

事業種別でみると、居住系サービス事業所の割合が83%と一番高くなっており、次に日中活動系サービス事業所、障害児通所支援事業所となっています。

運営指導を行った事業所の10%にあたる17事業所においては、報酬返還が生じていますので、注意してください。

2 主な指摘事項

指摘事項別件数



今年度の運営指導での主な指摘事項です。

グラフは、複数の事業所で文書指導した事項とその件数です。

項目別に見ると、「非常災害対策」に関する指摘が最も多く、次に「賃金・工賃の支払い」に関する指摘が多くなっています。

指摘事項のうち、下線を引いた「業務継続計画」「給付費等の算定」「身体拘束等の禁止」については、減算や過誤調整につながる可能性があるので注意しましょう。

2 主な指摘事項 ① 非常災害対策

問題点

- × 非常災害（火災、風水害、地震等を含む。）に関する具体的計画を策定していない。

指摘事項

- 利用者等の安全の確保のため、非常災害（火災、風水害及び土砂災害等を含む。）に関する具体的計画を策定すること。

対象事業

- ・ 全事業（居宅介護等除く）

法的根拠

- ・ サービス条例第73条
- ・ 施設条例第56条
- ・ 通所支援条例第42条
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

ポイント

- ・ 火災、風水害、地震等のいずれにも対応した具体的計画の策定が必要となります。
- ・ 計画策定後は計画に基づき避難訓練を実施し、実施内容について記録を残してください。

※法的根拠の略称はP20・21参照

非常災害対策についてです。

非常災害（火災、風水害、地震等を含む。）に関する具体的計画を策定していない事例が多く見受けられました。

利用者等の安全の確保のため、火災、風水害、地震等のいずれにも対応した具体的計画を策定してください。

また、計画策定後は計画に基づき避難訓練を実施し、実施内容について記録を残してください。

2 主な指摘事項 ② 賃金・工賃の適正な支払い

問題点

- × 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない。

指摘事項

- 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃は、当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。

対象事業

- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

法的根拠

- ・サービス条例第88条、第181条、第190条
- ・施設条例第40条
- ・就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）

ポイント

- ・指定基準において、就労継続支援A型事業所については、賃金・工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が記載されており、この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。
- ・就労継続支援B型事業所についても工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が明記されています。

賃金、工賃の適正な支払についてです。

生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない事例が多く見受けられました。

指定基準において、就労継続支援A型事業所については、賃金、工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が記載されており、この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。

また、就労継続支援B型事業所についても工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が明記されていますので、利用者への賃金・工賃は適切に支払ってください。

2 主な指摘事項 ③ 衛生管理等

問題点

- × 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。

指摘事項

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

対象事業

- ・全事業

法的根拠

- ・サービス条例第93条
- ・施設条例第57条
- ・通所支援条例第43条

ポイント

- ・指針については、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考に作成してください。

衛生管理等についてです。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない事例が多く見受けられました。

指針については、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考に作成してください。

2 主な指摘事項 ④ 業務継続計画の策定

問題点

- × 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない。

指摘事項

- 感染症や非常災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。業務継続計画を策定後は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ サービス条例第35条の2
- ・ サービス解釈通知第三3(23)
- ・ 施設条例第57条
- ・ 施設解釈通知第三3 (39)
- ・ 通所支援条例第40条2
- ・ 通所支援解釈通知第三3(28)

ポイント

- ・ 令和6年度から、策定が義務づけられている業務継続計画については、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」及び「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」を参考に策定してください。
- ・ 業務継続計画が策定されていない場合や当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、《業務継続計画未策定減算》の対象となります。

7

業務継続計画の策定についてです。

令和6年度から義務付けられている、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない事例が多く見受けられました。

業務継続計画については、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」及び「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」を参考に策定してください。

業務継続計画が策定されていない場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、業務継続計画未策定減算の対象となりますので注意してください。

2 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定 (個別支援計画への支援時間記載)

問題点

- × 個別支援計画に支援を行うための標準的な時間が定められておらず、基本報酬について、実際の利用時間とは異なる利用時間の単価により請求を行っている。

指摘事項

- 個別支援計画に標準的な時間を定めること、また、基本報酬については、個別支援計画に定めた標準的な時間を基に請求を行うこと。

対象事業

- ・生活介護
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

法的根拠

- ・サービス報酬告示別表第6
- ・留意事項通知第二2(6)③
- ・通所支援報酬告示別表第3の10
- ・通所支援留意事項通知第二の2(3)

ポイント

- ・令和6年4月以降の基本報酬の請求については、個別支援計画に支援を行うための標準的な時間を記載し、個別支援計画に定めた標準的な時間を基に請求を行ってください。
- ・令和6年4月以降の利用分について、請求誤りがある場合には《過誤調整》が必要となります。

給付費の算定（個別支援計画への支援時間記載）についてです。

令和6年度から個別支援計画へ支援を行うための標準的な時間を記載し、また、標準的な時間を基に報酬の算定を行うこととなりましたが、個別支援計画に標準的な時間が記載されておらず、請求の際に、実際の利用時間とは異なる利用時間の単価により請求を行っている事例が多く見受けられました。

令和6年4月以降の基本報酬の請求については、個別支援計画に標準的な支援時間を記載し、個別支援計画に記載した支援時間に基づき請求をしてください。
令和6年4月以降の利用分について、請求誤りがある場合には過誤調整が必要となります。

2 主な指摘事項 ⑥ サービスの提供の記録

問題点

- × サービスの提供の記録について、利用者の確認を受けていない。

指摘事項

- サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

ポイント

- ・ サービスの提供の都度記録を作成し、利用者の確認をその都度受けてください。
- ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援は後日一括して記録を作成することも可能です。

対象事業

- ・ 全事業（計画相談支援及び障害児相談支援事業を除く）

法的根拠

- ・ サービス条例第21条、第56条、第158条
- ・ 施設条例第28条
- ・ 地域相談省令第15条
- ・ 通所支援条例第23条



サービスの提供の記録についてです。

サービスの提供の記録について、利用者の確認を受けていない事例が見受けられました。

サービスの提供の都度、記録を作成し、その都度利用者の確認を受けてください。
ただし、療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援については、後日一括して記録を作成することも可能です。

2 主な指摘事項 ⑦ 契約内容の報告

問題点

× サービス利用に係る契約について、契約内容について市に報告していない。

指摘事項

○ サービス利用に係る契約の締結、変更、終了があった場合には、契約内容報告書により、契約内容について遅滞なく市（障がい者支援課）へ報告すること。

対象事業

・ 全サービス

法的根拠

・ サービス条例第12条
・ 施設条例第19条
・ 通所支援条例第15条

ポイント

・ 契約内容報告書（様式有）に受給者証に記載した契約支給量等を転記し、支給決定市町村（青森市は障がい者支援課）へ提出してください。

契約内容の報告についてです。

サービス利用に係る契約内容について、市に報告していない事例が見受けられました。

サービス利用に係る契約の締結、変更、終了があった場合には、契約内容報告書に受給者証に記載した契約支給量等を転記し、支給決定市町村（青森市は障がい者支援課）へ提出してください。

2 主な指摘事項 ⑧ 変更の届出

問題点

- × 事業所の平面図の変更に伴う届出を行っていない。

指摘事項

- 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったときは、施行規則に定めるところにより、10日以内に、その旨を市（障がい者支援課）に届け出ること。

ポイント

- ・ 事業所内の改修や訓練・作業室等の設備の用途に変更があった場合についても、変更後10日以内に障がい者支援課へ届け出してください。

対象事業 法的根拠

- ・ 全事業
- ・ 法第46条
- ・ 法施行規則第34条の23
- ・ 児童福祉法第21条の5の20
- ・ 児童福祉法施行規則第18条の35



変更の届出についてです。

事業所の平面図の変更に伴う届出を行っていない事例が見受けられました。

事業所の名称及び所在地の変更のほか、事業所内の改修や訓練・作業室等の設備の用途に変更があった場合についても、変更後10日以内に障がい者支援課へ届け出してください。

2 主な指摘事項 ⑨ 勤務体制の確保等

問題点

- × 当該事業所の複数の職務に従事する従業者について、職種毎の勤務時間が明確に区分されていない。
(当該事業所及び同一法人の別の事業所の事業の複数の職種に従事する従業者について、それぞれの事業所・職種毎に勤務時間を明確に区分していない。)

指摘事項

- 指定事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

対象事業

・全事業

法的根拠

・サービス条例第35条、第71条、第201条、第202条の21
・施設条例第54条
・地域相談省令第28条
・計画相談省令第20条
・障害児相談省令第20条
・通所支援条例第40条

ポイント

- ・従業者の配置について、複数の職務を兼務している者については、勤務時間が重複していないか等確認し、適正な配置となるようにしましょう。

勤務体制の確保等についてです。

当該事業所の複数の職務（例 生活支援員と調理員など）に従事する従業者について、職種毎の勤務時間が明確に区分されていない事例が見受けられました。

指定事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の配置にあたり、複数の職務を兼務している者については、勤務時間が重複していないかなどを確認し、適正な配置となるように注意してください。

2 主な指摘事項 ⑩ 身体拘束等の禁止

問題点

- × 身体拘束等の適正化を図るための措置について、身体拘束等の適正化のための指針が定められていない。

指摘事項

- 身体拘束等の廃止・適正化のため、次に掲げる措置を講じること。
- ① やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、記録に残すこと。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、結果を従業員に周知すること。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

対象事業

・全事業（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を除く）

法的根拠

・サービス条例第42条の2
・施設条例第66条の2
・地域相談省令第36条の2
・計画相談省令第28条の2
・障害児相談省令第28条の2
・通所支援条例第47条

ポイント

- ・指針については、解釈通知に記載されている必要項目を全て記載し作成しましょう。
- ・指摘事項に記載されている①から④までの項目が一つでも実施されていない場合、《身体拘束廃止未実施減算》が適用されます。

身体拘束等の禁止についてです。

身体拘束等の適正化を図るための措置について、身体拘束等の適正化のための指針が定められていない事例が見受けられました。

指針については、解釈通知に記載されている必要項目（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方や身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項等）を全て記載し作成しましょう。

指摘事項に記載されている①から④までの項目が一つでも実施されていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**が適用されますので注意してください。

3 指導監査について ① 指導と監査

指導 → 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・ 指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的とする。
- ・ その手法として、原則事業所において行う運営指導と講習等により行う集団指導がある。
- ・ 運営指導は概ね3年に1度の頻度で実施する。但し、運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年実施する等して、指導の重点化を図る。

監査 → 障害者総合支援法第48条、第51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・ 指定基準違反等（下記参照）が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・ 事業者のサービス等の内容等について、行政上の措置（次頁参照）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

指導監査の制度についてです。

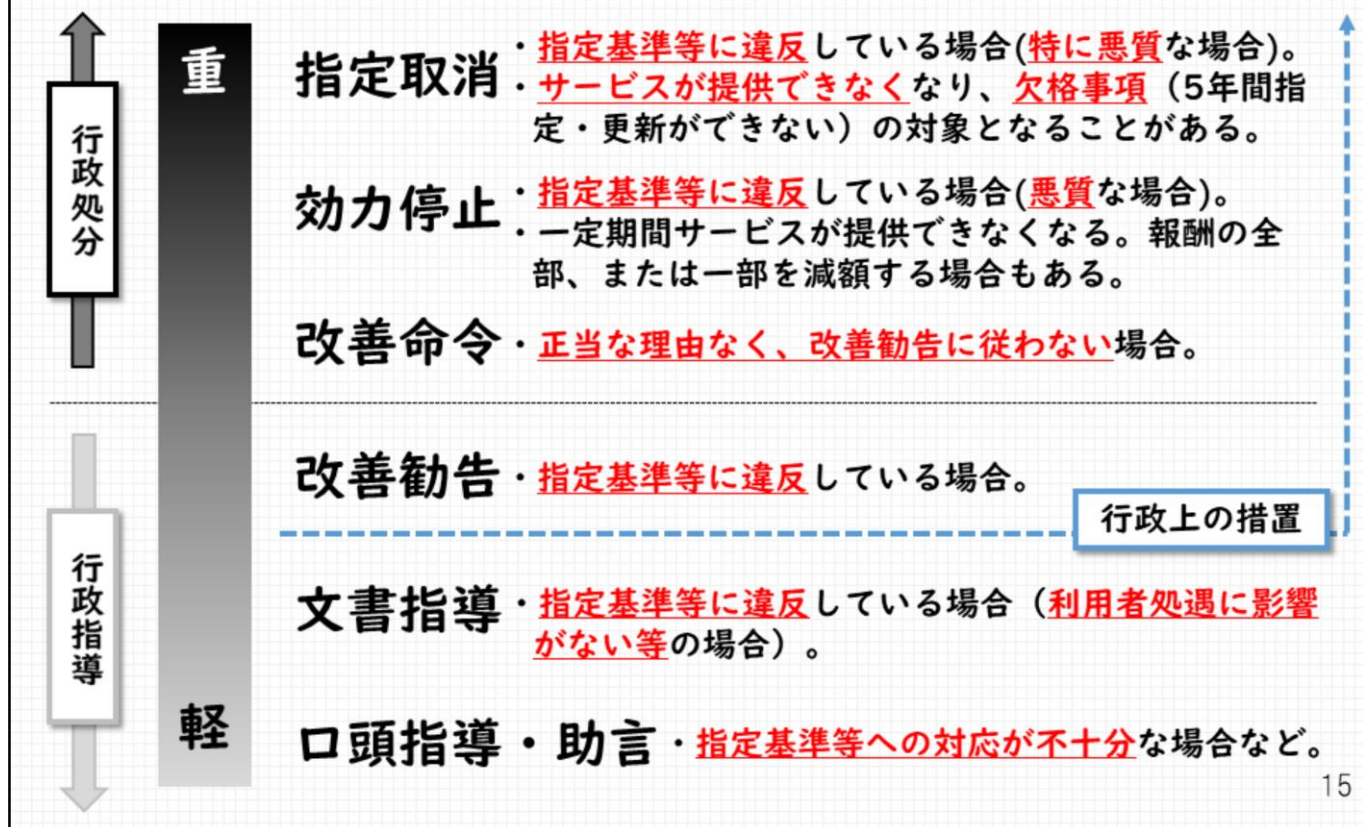
指定障害福祉サービス事業者等への指導監査については、「指導」と「監査」の大きく2つに分かれます。

いずれも障害者総合支援法、児童福祉法に基づくものとなっています。

指導は、指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的に実施するものです。その手法として、原則事業所において行う「運営指導」と講習等により行う「集団指導」があり、「運営指導」は概ね3年に1度の頻度で実施しています。ただし、運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年実施するなどして、指導の重点化を図っています。

監査は、指定基準違反等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施します。ここでいう指定基準違反等が疑われる場合とは、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合を指しています。

3 指導監査について ② 行政上の措置



15

次に行政上の措置についてです。

運営指導や監査の結果、指定基準等に違反している場合や、指定基準等への対応が不十分な場合には、行政処分や行政指導が行われます。

行政処分の種類は、重い方から順に指定取消、効力停止、改善命令の3種類になります。

指定取消と効力停止は指定基準等の違反が悪質な場合に行われ、指定取消の場合、サービスが提供できなくなるのに加え、組織的な関与が認められた場合などは、事業者及びその役員について5年間指定又は更新ができない欠格事項の該当となる場合があります。

効力停止は、一定期間指定の効力の全部又は一部を停止するもので、その停止の範囲は、利用者の受け入れのほか報酬請求も含まれます。

改善命令は、改善勧告について正当な理由なく従わない場合に行われます。

行政指導の種類は、重い方から順に改善勧告、文書指導、口頭指導、助言の4種類になります。

改善勧告は、指定基準等に違反しているものの悪質ではなく、かつ文書指導以下の対象に収まらない場合に行われます。

文書指導は指定基準等の違反のうち、利用者の処遇に影響がない場合などに行われます。

口頭指導と助言は、指定基準等の違反とまでは言えないものの、その対応が不十分な場合などに行われます。

なお、前頁の行政上の措置とは、行政処分及び行政指導のうち改善勧告を指します。

3 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

○指定基準（個々の名称についてはP20・21参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・違反した場合は、**行政処分・指導の対象**となったり、**報酬が減額**される場合がある。
- ・解釈通知も参照すること。

○報酬告示（個々の名称についてはP20・21参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた**要件を満たさず**に請求した場合、**返還対象**となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分(全事業)：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害(日中活動系、居住系事業)：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課）

16

次に遵守すべき法令等についてです。

各事業者においては、障害者総合支援法、児童福祉法といった基本的な法令を遵守することのほか、指定事業を行うに当たっては指定基準と報酬告示を遵守することが重要になります。

指定基準は、指定事業を実施するために必要な人員、設備、運営などに係る基準を定めたものであり、本基準に違反した場合は、前ページのとおりに行政処分、行政指導の対象となったり、報酬が減額される場合があります。

取扱いについては、解釈通知も参照してください。

報酬告示は、指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもので、本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となるので、注意してください。

請求の際は、本告示の留意事項通知やQ&Aも参照してください。

その他通知等について、一部を例示しています。

関連事業を実施している際は必ず関係する通知の内容を確認してください。

各事業に関する指定基準、報酬告示については、P20・21に名称を掲載。

4 他都市における行政処分事例 【参考】

事例1：A市の事例

指定取消

○事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

○処分事由

・人員基準違反

要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていた。

・運営基準違反

児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していた。

・給付費の不正請求

①児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について、対象となる職員が未配置である期間があったにもかかわらず、当該加算を請求していた。

②要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されているにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を行わずに報酬を請求した。

・虚偽報告

児童発達責任者の要件を満たさないにもかかわらず、要件を満たしている旨の虚偽の書類を作成し報告を行った。

・不正の手段による指定

要件を満たさないのに満たしているものとして、その者を管理者兼児童発達支援管理責任者とした虚偽の申請書類を組織的に作成して指定を受けた。

17

参考として、他都市における行政処分事例を紹介します。

行政処分事例の一つ目は、A市の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事例で、指定取消となっています。

処分事由は、人員基準違反として、要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことや、運営基準違反として、児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していたことなど、給付費の不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定が処分理由となっています。

4 他都市における行政処分事例 【参考】

事例2：B県、C市の事例

**指定取消
一部効力停止**

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

・人格尊重義務違反

事業者が利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われた。

・不正請求

①人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていた。

②利用者が外泊しており、夜間にグループホームに不在であるにもかかわらず、夜間に支援を行ったとして、夜勤職員加配加算が架空に請求されていた。

事例二つ目は、B県とC市の共同生活援助の事例で、複数の事業所に対して指定取消又は一部効力停止となっています。

処分事由は、人格尊重義務違反として、事業者が利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われたことや、不正請求として、人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていたことなどが処分理由となっています。

改めて、適正な事業運営をお願いします。

5 運営状況の自主点検、指導事例

○運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自己点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いいたします。

○指導事例

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

※「自己点検表」「運営指導等における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp/>)

トップページ>産業・雇用>事業者のかたへ>福祉・健康

>福祉・介護事業者 >障がい福祉事業>指導・監査（障がい福祉事業）

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自己点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いいたします。

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

6 資料 ①<参考>指定基準及び解釈通知一覧

指定基準（市条例又は厚生労働省令）

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	サービス条例
指定障害者支援施設	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	施設条例
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	地域相談支援省令
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	計画相談支援省令
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害児相談支援省令
指定障害児通所支援	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	通所支援条例

解釈通知

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	サービス解釈通知
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	施設解釈通知
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	地域相談支援解釈通知
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	計画相談支援解釈通知
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障害児相談支援解釈通知
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	通所支援解釈通知

20

20ページ以降は、参考として指定基準等を一覧により掲載していますので、ご確認ください。

6 資料 ②<参考>報酬告示及び留意事項通知一覧

報酬告示(厚生労働省告示)

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	サービス報酬告示
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	地域相談支援報酬告示
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	計画相談支援報酬告示
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	障害児相談支援報酬告示
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	通所支援報酬告示

留意事項通知

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	留意事項通知
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援		
指定特定相談支援		
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	通所支援等留意事項通知
指定障害児通所支援		